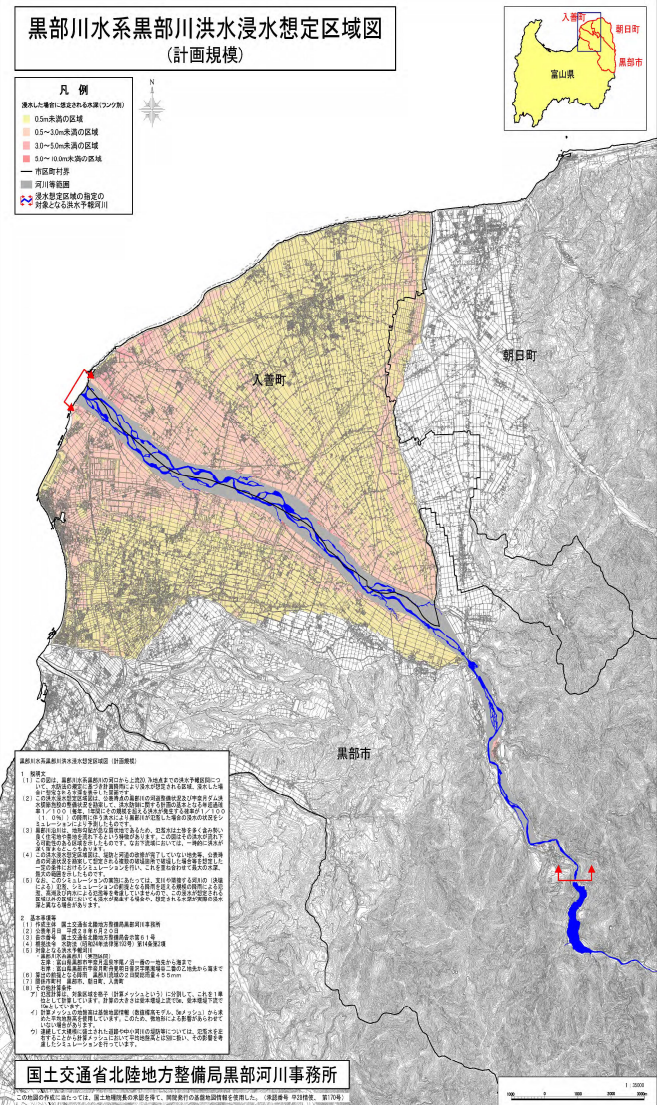


内外水一体多段階浸水想定区域図・水害リスクマップについて

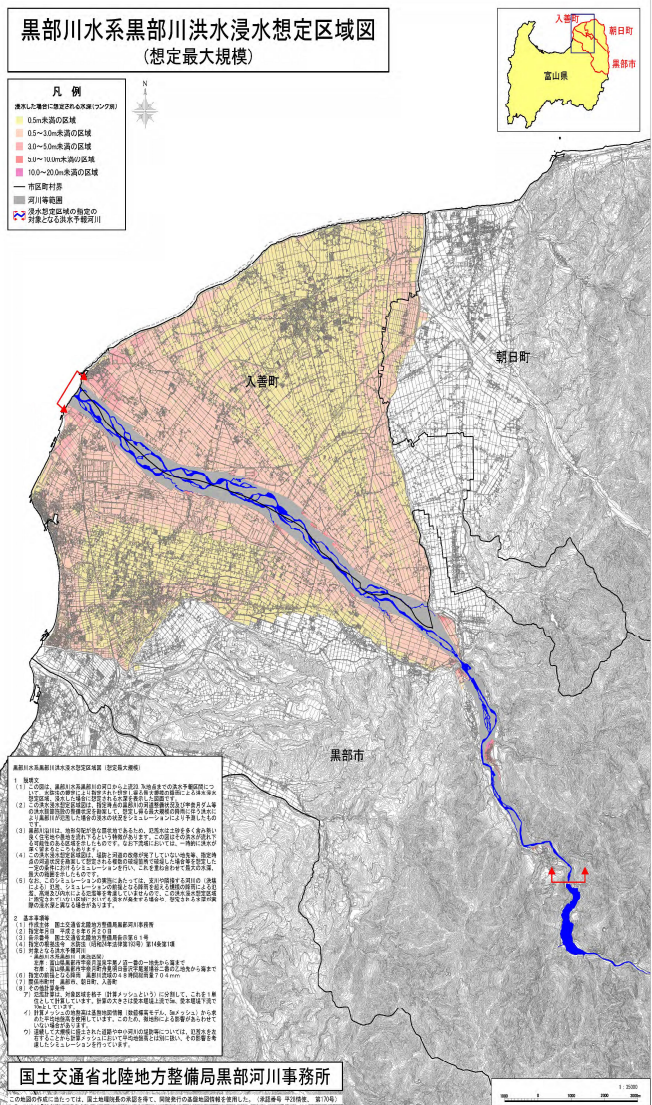
水害リスクマップの必要性、目的

- これまでに水防法に基づき住民等の迅速かつ円滑な避難等に資する水害リスク情報として、想定最大規模降雨や計画規模を対象とした「洪水浸水想定区域図」を公表（黒部川：平成28年6月公表）。
- しかし、避難計画や避難行動に用いる場合には有効であるものの、**想定する降雨規模が大きいことや土地ごとの浸水の生じやすさ（浸水の頻度）が明らかとなっていないことから、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの検討等に活用しづらい**という課題がある。

計画規模(L1:W=1/100雨量確率規模)



想定最大規模(L2規模)



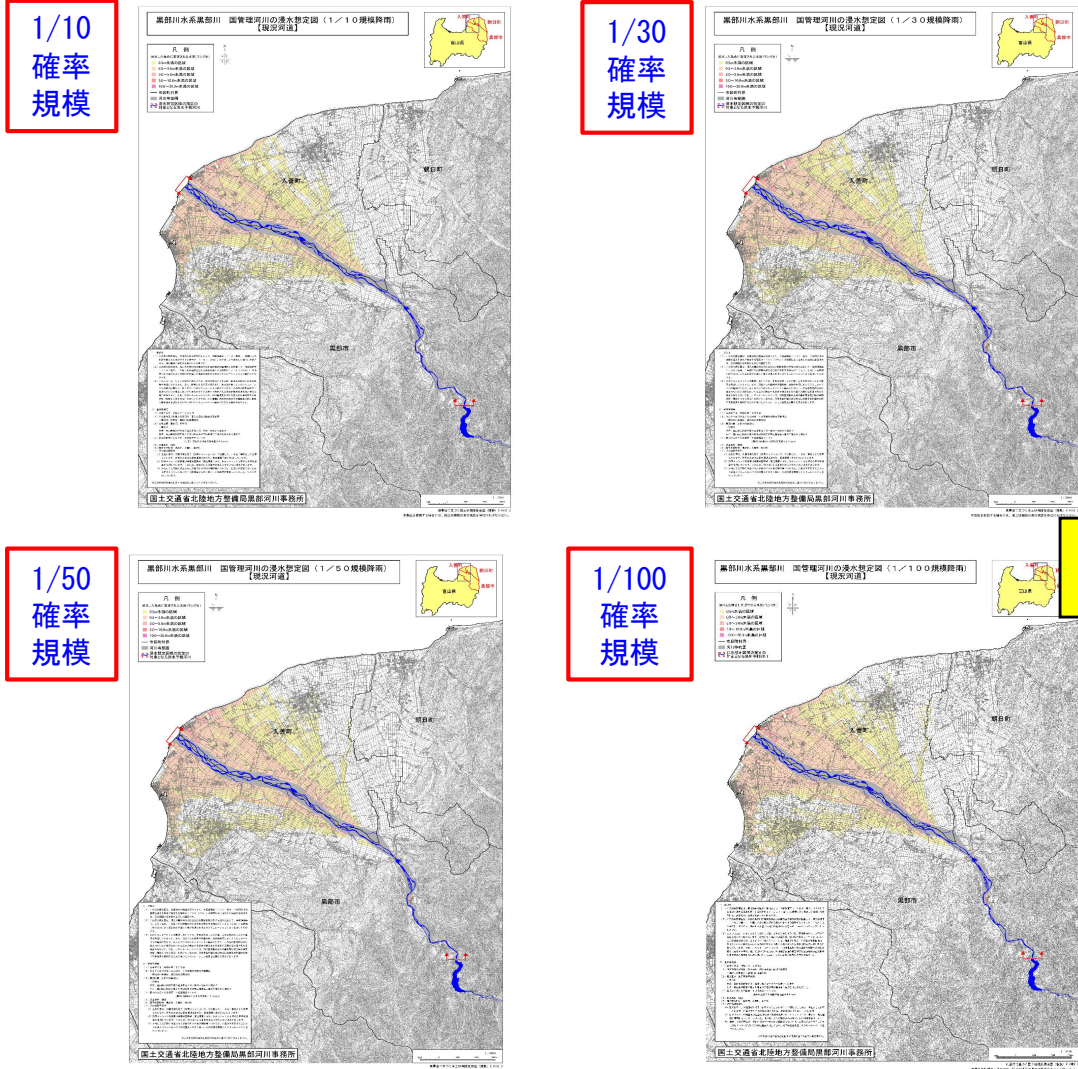
水害リスクマップの必要性、目的

○ 想定最大規模降雨や計画規模を対象とした「洪水浸水想定区域図」の課題に加え、土地利用や住まい方の工夫の検討および水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの検討など、流域治水の取組を推進することを目的として、降雨の確率規模別に作成した浸水想定図である「①多段階の浸水想定図」、および、所与の浸水深になると想定される浸水範囲を、降雨の確率規模別に異なる色で示した地図である「②水害リスクマップ」を公表（黒部川：令和5年3月公表）。

①多段階の浸水想定図（外水氾濫※）

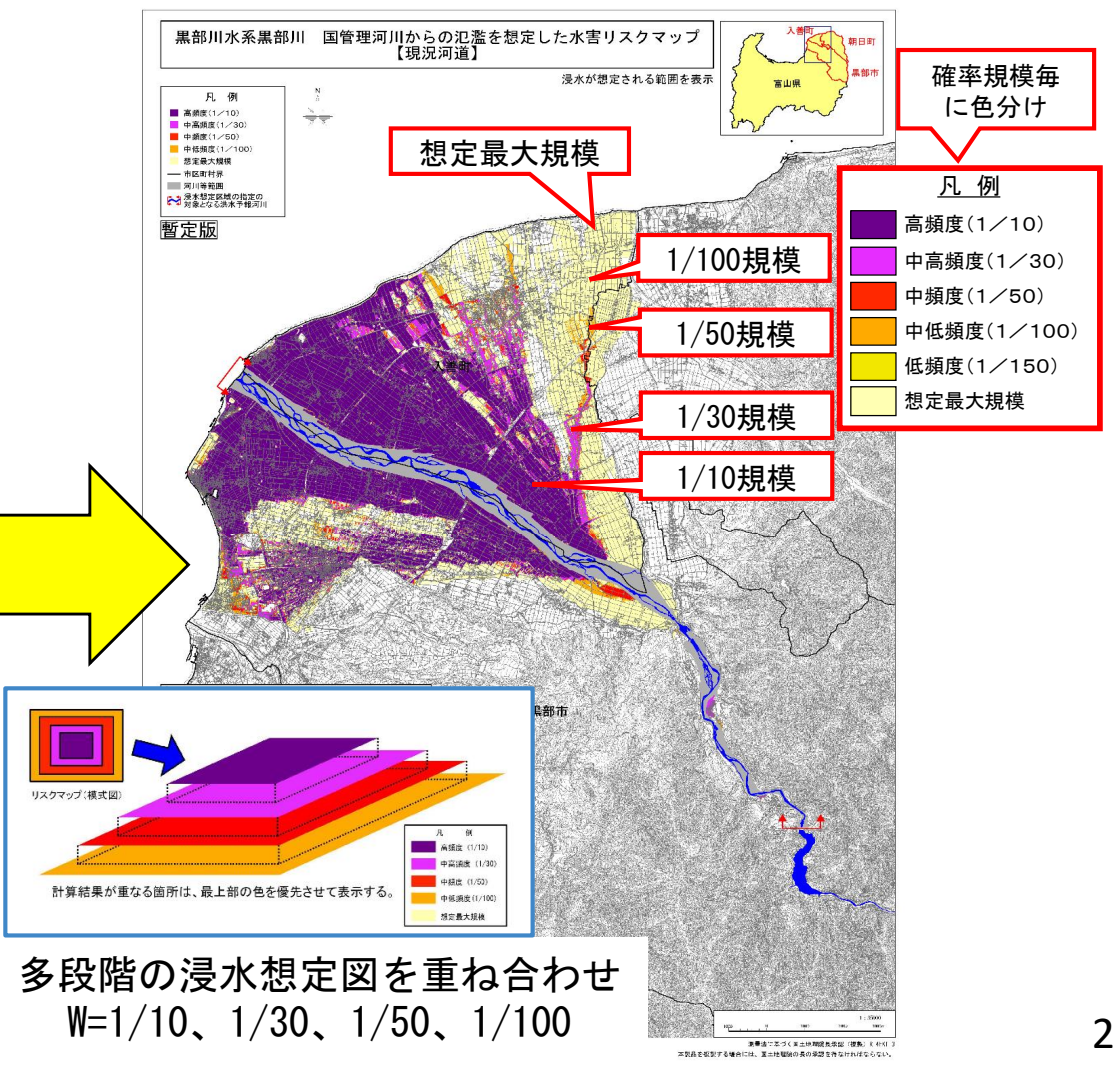
降雨確率規模毎

※国管理河川からの氾濫



②外水氾濫の水害リスクマップ

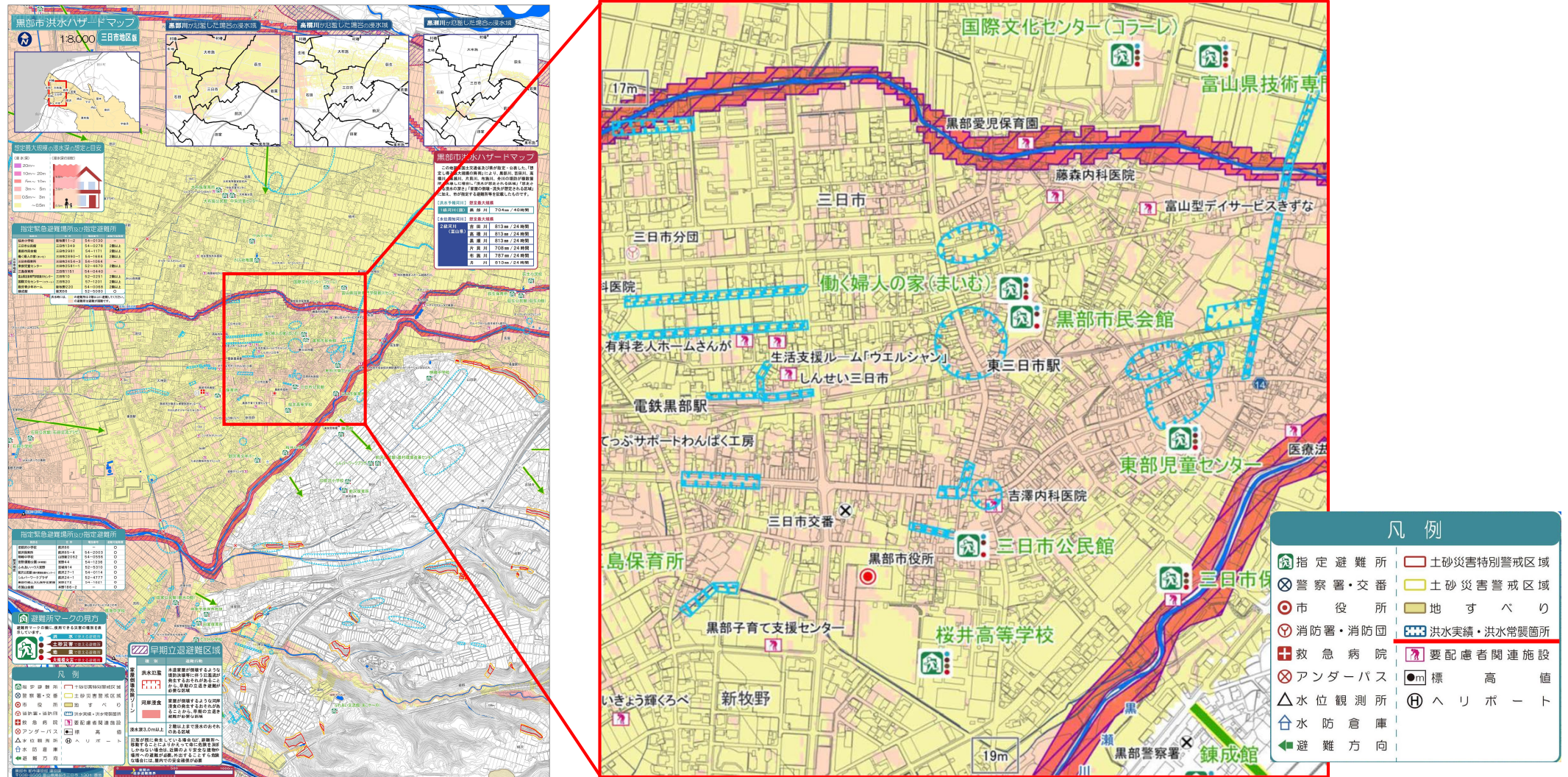
多段階の浸水想定図を統合して作成



水害リスクマップの必要性、目的 黒部市洪水ハザードマップにおける洪水実績・洪水常襲箇所

○黒部市洪水ハザードマップでは、想定最大規模の浸水深等と併せて「洪水実績・洪水常襲箇所」として内水氾濫等の実績を記載し、内水による水害リスクがあることが示されている。

黒部市洪水ハザードマップ

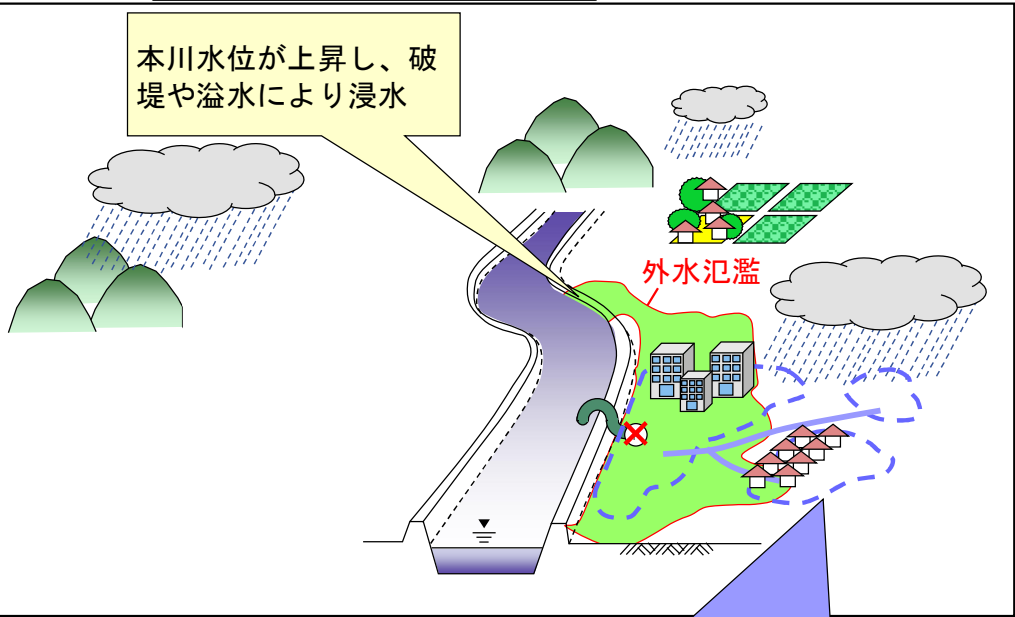


これまでの図面との違い

- 洪水浸水想定区域図や多段階の浸水想定図、水害リスクマップはすべて直轄河川からの外水氾濫のみを対象としてきた。
- しかし、一般にその治水安全度の違いから本川氾濫に先んじて内水氾濫等が生じるケースが多く、高頻度、中高頻度の外力に対しては本川氾濫よりもこれらの氾濫を想定する場合も多い。
- 氾濫解析を防災まちづくりに活かす際には、大河川、中小河川、下水道等の浸水リスクを統合化することが重要で、直轄河川からの氾濫だけでなく、内水氾濫等も表現することが重要となる。
- したがって、直轄河川の氾濫だけでなく、内水氾濫等も想定した内外水統合版の水害リスクマップを作成。

現状 主要河川の外水氾濫を対象とした氾濫解析のイメージ

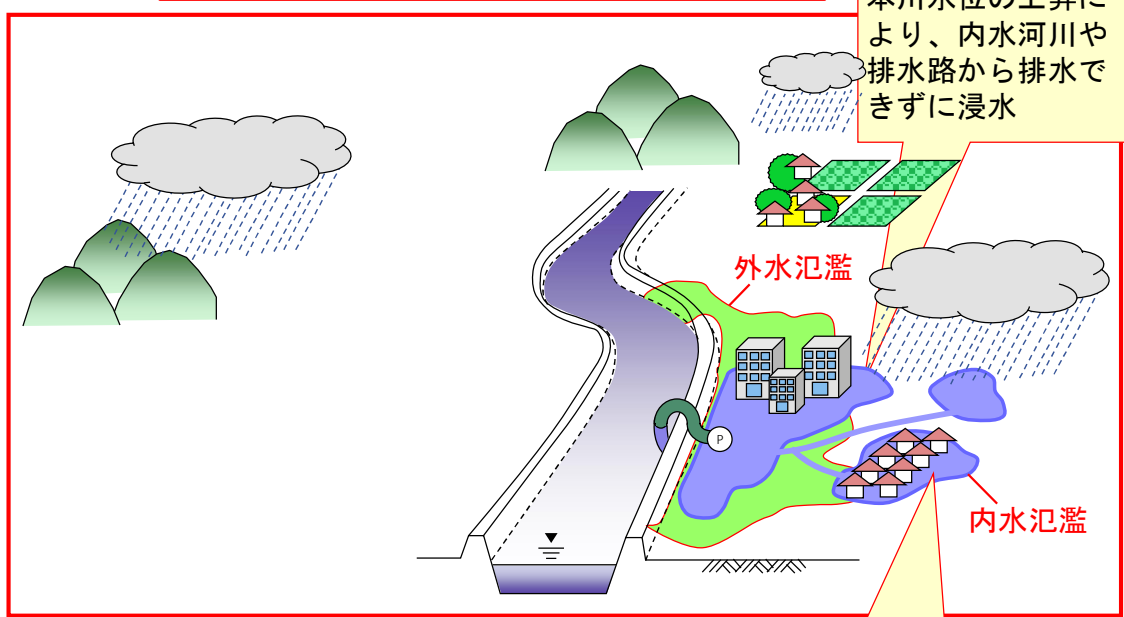
外水（黒部川本川）のみ



内水氾濫（下水道などの浸水等）を考慮していないため、
氾濫状況を十分に表現できていない
→今後、このエリアに家が建つ可能性が生じる

今後 主要河川・内外水一体型の氾濫解析イメージ

外水（黒部川本川）+内水（下水道等）



内水河川や排水路等の流域に
短時間に強い雨が降ることで、
排水能力を上回り浸水

今後の活用・展開

- 内外水統合版水害リスクマップを踏まえ、今後は土地利用規制や居住の誘導促進、企業BCPの作成、水害保険への水害リスクの反映といった活用が期待される。
- こうした取組により「水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり」を促進していく。

災害ハザードエリアから都市機能誘導区域への移転促進

対象事業
＜市町村、市町村都市再生協議会＞
○市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画(都市再生整備計画)に基づき実施される以下の事業

【基幹事業】
道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設(緑地、広場、地域防災施設等)、高質空間形成施設(歩行支援施設等)、高次都市施設、都市機能誘導区域内の誘導施設(医療、社会福祉、教育文化、子育て支援施設)※、土地区画整理事業 等

【提案事業】
事業活用調査、まちづくり活動推進事業(社会実験等)、地域創造支援事業(市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業)

＜民間事業者等＞
○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設※の整備
一ただし、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援額と補助基本額(補助対象事業費の2/3)に国費率を乗じて得られた額のいずれか低い額を国の支援額とする。

※誘導施設については、三大都市圏の政令市・特別区を除く市町村及び当該市町村の民間事業者等を支援対象とする。

出典：防災性向上に向けたまちづくりの取組状況について、国土交通省資料

滋賀県流域治水の事例

浸水警戒区域における建築物の建築の制限 (条例第24条)

- 10年確率降雨時における浸水深が50cm以上となる土地の区域では、盛土などにより一定の対策が講じられなければ、原則として市街化区域に編入しないことを規定。

浸水警戒区域における建築物の建築の制限 (条例第14条)

- 知事は、200 年確率の降雨が生じた場合に、想定浸水深がおおむね3メートルを超える土地の区域を浸水警戒区域を指定することができ、区域内での住居等の建築に際しては知事の許可が必要となる(以下の①～③を確認)。

出典：水災害対策の取組状況について、国土交通省資料